

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月3日現在

機関番号：33918

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21530615

研究課題名（和文）精神障害者の生活支援にはたす障害年金の研究

研究課題名（英文）Research of Disability Pension for Life Support System of Persons with Mental Disabilities

研究代表者

青木 聖久（AOKI KIYOHISA）

日本福祉大学・福祉経営学部（通信教育）・教授

研究者番号：10388788

研究成果の概要（和文）：精神障害者が障害年金を受給し、さらに促進するためには、①精神障害者、②家族、③PSW、④社会保険労務士との協働システムが重要である。これらのことを、上記の①～④に対する調査から実証した。精神障害者は、自由に使える金銭を得ることによって、生活を広げることになる。加えて、彼らは主体的な暮らし方になりうる。そして研究では、多様な価値観と障害年金の意義について提言した。

研究成果の概要（英文）：Persons with mental disabilities receives a disability pension and towards promoting it is important so that the collaboration system of ① persons with mental disabilities, ② carers, ③ psychiatric social workers, ④ certified social insurance and labour consultants. These were proven from the investigation of ①-④. Persons with mental disabilities will expand life depending on obtaining money that can be freely spent. Additionally, they can become independent. And a study proposed the significance of diversity of values and the disability pension for support system.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：障害児・障害者福祉、障害年金

1. 研究開始当初の背景

(1) 1950年代後半以降のノーマライゼーション思想、1970年代のアメリカでの自立生活運動等を経て、1980年代より、日本において精神障害者のセルフヘルプ・グループが台頭し始めるようになった。このように、精神障害者は、少しずつ、地域で暮らす生活主体者として捉えられるようになってきた。しかし

ながら、これらの考え方の前段階として、精神障害者の生活基盤ともいえる所得保障が未整備な状況にあることを抜きにして、精神障害者の生活支援について検討することはできない、というのが筆者の主張である。

(2) 精神障害者は、思考障害等から起因する対人関係の苦手さやコミュニケーション

障害により就労制限されやすく、結果的に所得保障制度を利用する機会が多い。現在、精神障害者が利用できる代表的な所得保障制度としては障害年金が挙げられ、約 47 万人の精神障害者が受給していると推定されている（註 1）。しかしながら、本来障害年金を受給できる精神障害者は、少なく見積もってもこの 3 倍程度はいるものと思われる。障害年金は受給にあたって、保険料の支払実績等の受給要件こそ問われるものの、生活保護制度にみられるような「補足性の原理」や「世帯単位の原則」がなく、障害程度に応じて、個人単位で受給できる制度である。一方で、2001 年より開始した学生無年金障害者訴訟において、2008 年 10 月、統合失調症を有する岩手県の男性（裁判途中に死亡）に対し、最高裁判所は初診日認定を機械的に捉えない判決（原告勝訴）をくだした。このことにより、今後は精神障害者の障害年金受給にあたり、弾力的な解釈がなされることが期待できる。いずれにせよ、障害年金は一旦受給決定がなされると、基本的に終身年金として利用できることをはじめ、精神障害者の生活に役立つ所得保障制度だといえる。

註 1：青木聖久「社会保障一年金―精神保健福祉白書編集委員会編『精神保健福祉白書 2009 年版』中央法規出版、122、2008。

2. 研究の目的

(1) 精神障害者の障害年金受給率が低いことに鑑み、その原因を明らかにすることにある。筆者は、その原因として、以下の①から③によるところが大きいと考えている。

① 精神障害者や家族が、障害受容の葛藤から障害年金の受給を拒否している、ということ。

② 精神障害者や家族が、障害年金制度を知らない、あるいは、制度は知っているものの実際に利用できるものとして認識していない、ということ。

③ 年金事務所や市区町村役場の年金担当課や専門職等が、障害年金について、誤った判断をくだしたり、独自の価値基準を精神障害者や家族に伝えている、ということ。

(2) 上記の(1)の原因をふまえ、本研究では、その解決に向けてのシステムづくりを論じることにある。システムづくりとしては、精神障害者や家族、専門職等の力を結集した協働が求められよう。だが、従来からの精神障害者の支援活動に携わってきた保健・医療・福祉の関係者だけでは、結局のところ、現状を改善することはできないと思う。それは、これまで、保健・医療・福祉の対人援助に関わる者たちの間では、連携の必要性が論じられてきたからである。障害年金についても、

精神障害者の生活支援に携わる者たちは、障害年金受給の必要性を唱えながら現在に至っていると考えられる。しかしながら、今日、精神障害者の障害年金受給率が低いのは、紛れもない事実だと言わざるを得ない。そこで、本研究では、障害年金制度を利用者中心に運営するための方途として、法律の専門職との協働が不可欠であると考え、社会保険労務士（以下、社労士）の活用に注目した。これまで、精神障害者の障害年金受給支援について、P SWと社労士とが、別個に精神障害者に関わることはあったと考えられる。ところが、精神障害者に対して、両者が協働した障害年金受給支援をすることは、無かった。これらのことから筆者は、P SWと社労士との協働、さらには両者に加えて、精神障害者や家族等のインフォーマルネットワークをも含めたシステムづくりを志向しているのである。その反面、スティグマの問題から、精神障害者が障害年金を受給するということが、障害を社会的に認められることに伴う偏見・差別等、重大な意味をもつのである。ところが、一方で、精神障害者は経済的に困難な状態におかれていることが概して多いといえる。つまり、精神障害者は、経済的に困っているのに障害年金の受給を希望する反面、障害受容の葛藤から障害年金の受給を拒否する、という矛盾した思いに苛まれているのである。このような精神障害者の現状に対し、例えば社労士は、精神障害者が障害年金を受給することに、代理行為を含めて、実務的に携わるという役割をはたすことができる。また、精神障害を有する仲間は、体験を通して、障害といかに向き合いながら暮らしていくか、という意味において力を与える存在になるだろう。これらのフォーマル（P SW・社労士等）及びインフォーマル（精神障害者・家族等）な社会資源がシステム化されれば、精神障害者は障害年金を受給することに近づくといえよう。精神障害者が当たり前前に障害年金を受給できるようになるには、フォーマル、及び、インフォーマルな社会資源との協働に因るところが大きい、ということが上記の研究を通して明らかになると考えている。大切なことは、精神障害者を取り巻くフォーマル・インフォーマルな社会資源を有機的に連携することにより、障害年金の受給が促進されるということである。

(3) さらに本研究では、上記の(2)のシステムづくりの論考を通して、精神障害者の生活支援論を展開することにある。ただし、障害基礎年金 2 級の月額が約 6 万 5 千円（2013 年度価額）ということを考えれば、到底、精神障害者の生活は、障害年金のみをもって成り立つわけではない。そのことから、本研究では、精神障害者の障害年金の受給を最終的な

目標にはしていない。精神障害者が障害年金を受給するプロセスを検討し、障害年金の受給が精神障害者の暮らしにどのような変化をもたらすのか等について、吟味することを通して、精神障害者の生活支援について論じるものである。全般的に生活支援というものは、精神障害者からすれば、目に見える形での成果が実感しにくい。そのようななか、障害年金の受給支援は、精神障害者にとってその成果が目に見える形で実感できるものである。これは、メリットとして挙げることができる。さらに、本研究を通して、当事者という立場にある精神障害者や家族と、支援者という立場にあるP S Wや社労士との間には、障害年金に対する思い入れや理解の仕方に差があることが明らかになるだろう。精神障害を有する仲間や家族は、我がことのように切迫感をもって、精神障害者が障害年金を受給することについて関わるだろうと考えられる。これに比べると、P S Wや社労士は、客観的、かつ冷静な態度で障害年金受給支援にのぞむのではないだろうか。筆者は、このように両者の間に違いがあるからこそ、障害年金を多面的に捉えることができると考えている。フォーマル及びインフォーマルな社会資源が、相互に作用することによって、新たな展開が可能になろう。つまり、障害年金をきっかけに、精神障害者、家族、P S W、社労士等が協働して、互いの立場性を認め合うことによって、精神障害者の生活支援は、拡がる可能性をもつことが論証できるものと思われるのである。

3. 研究の方法

(1) 精神障害者の生活支援を実際に推進している支援者3名への半構造的なインタビュー調査を実施した。これまで精神障害者の生活支援をしてきた支援者が、障害年金をどのように捉えてきたかを、インタビューでは、中心的に問いかけた。そして、「精神障害者の生活支援における支援者の視点」、「障害年金の活用と生活支援との関係性」という2つのカテゴリーを設け、重要と考えられる語りを抽出した。

(2) 障害年金を実際に受給している精神障害者20名に対して、半構造的なインタビュー調査を、個別及びグループによって実施した。そして、調査結果を、「障害年金を受給する前」、「障害年金の受給をめぐって」、「障害年金を受給した後」の3つのカテゴリーに分類し、重要と考えられる語りを抽出した。一方で、精神障害者のスティグマの解消に向けた日本と英国の施策等を、文献等から調べた。

(3) 精神障害者が障害年金を受給促進するための方途について、家族を対象にしてアン

ケート調査を実施し、K J法(註2)を用いて延べ337件の記述回答を分析した。さらに、別の家族6名を対象に、個別及びグループによる半構造的インタビュー調査を実施した。そして、「家族の思いと実際」、「家族及び家族会が障害年金受給促進活動に取り組む意義」という2つのカテゴリーを設け、重要と考えられる語りを抽出した。

註2: K J法は、得られた意見等を論理的に整理して、問題解決の筋道を明らかにしていく手法である。

(4) P S Wが精神障害者への障害年金受給支援活動を、どのように行っているのかという実態、さらには、障害年金受給支援についての考え方を明らかにするために、P S Wに対して、アンケート調査を実施した。そして、回答が得られた225名のP S Wの回答をクロス集計によって、分析した。

(5) 社労士とP S Wとの協働モデルの構築に向けたモデル提示を試みるために、障害年金を専門的に扱う11名の社労士に対する半構造的なインタビュー調査を実施した。調査では、障害年金受給支援の実態、障害年金受給支援を通して、精神障害者、家族、さらには、P S W等への思い等を語ってもらった。そして、その結果についてK J法を用いて分析をした。

(6) 最後に、上記(1)～(5)の、精神障害者、家族、P S W、社労士等への個々の調査を総合的に捉え、分析及び考察を試みた。

4. 研究成果

(1) 3名の支援者への調査結果から、精神障害者の生活支援について、障害年金と、近年注目されている多様な価値観という二つの関係性について検討した。その結果、精神障害者は、障害年金の受給によって生活の質が向上し、そのことが多様な価値観へとつながりうる、ということ考察した。加えて、多様な価値観は生活支援に携わる支援者にとっても重要な意味をもつことがわかった。支援者は、精神障害者が多様な価値観を認めるプロセスを追体験することによって、これまで気付かなかった精神障害者の力を発見する等、旧来の生活支援の常識に囚われない支援方法を考えることができる、ということ論じた。

(2) 20名の精神障害者の語りを通して、生活実態、とりわけ暮らしにはたす障害年金の意義(精神面への影響や価値観の変化、就労との関係、金銭感覚等)を明らかにした。そのうえで、精神障害者に対して社会の理解があれば、精神障害者はスティグマを負わされ

図表1 PSWと社労士との協働モデル

	PSW	社会保険労務士
専門性	社会福祉	法律
対象範囲	所属機関を利用する精神障害者をはじめ、必ずしも限定されない	主に契約関係にある者
障害年金受給支援の位置付け	精神障害者の暮らしの全体に関わりつつ、生活支援のひとつとして障害年金受給支援をする	契約内容に基づいて障害年金受給支援をする
精神障害者や家族が求めるもの	プロセス上の支援	結果
報酬	無料	成功報酬制 ※障害年金の2か月分が多い

ずにする、という考えのもと、精神障害者のスティグマの解消に向けた日本の施策、及び、英国の施策、特に、1997年のブレア政権以降の英国の精神保健政策を明らかにした。そして最後に、インタビュー調査から得られた精神障害者が抱いている思いや実際、スティグマの解消に向けた英国の取り組みから参考にできる事柄等を通じて、精神障害者が障害年金を受給しやすい日本の社会のあり方を提言した。

(3) 家族及び家族会は、家族だからできる・家族にしかできないという、PSW等の専門職とは別次元の独自のストレングスを有していることがわかった。その代表的なものが、家族は、同じ体験をした者たちがつながることにより、互恵的な力を育んでいる、というようなことである。これらのことを通じて、インフォーマルな社会資源の代表として、精神障害者の暮らしに対する家族の思いを明確にすると共に、精神障害者の障害年金の受給促進に向けての、家族及び家族会という社会資源の意義や可能性を明らかにした。

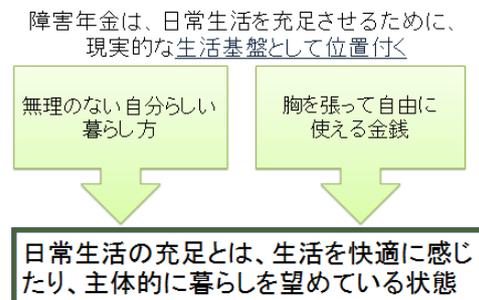
(4) PSWが障害年金を、いかに、精神障害者の権利に基づく制度として捉え、取り組んでいるのかについて実証した。ただし、権利そのものに対して、否定的な見解を示すPSWはいないと思われることから、精神障害者の生存権という観点から、障害年金の権利について考察を加えた。PSWが生存権をどのように捉え、そのことを精神障害者の障害年金受給支援へいかに運用しているのかについて明らかにした。以上のように、調査を通して、PSWが精神障害者の生活支援の中で、障害年金をどのように位置付けているのかということについて、実態を浮き彫りにした。そして、今後の可能性として、PSWが専門性のなかで、価値を基盤におけば、精神障害者の障害年金受給支援において、要としての役割を担うことを論究した。

(5) 社労士は、PSWとは異なり、法律の専門職としての視点を有していることがわかった。このことをはじめ、PSWと社労士との相違点を示したものが、右記の図表1である。PSWと社労士は異なる強みを持っていることがわかった。「専門性・対象範囲・障害年金受給支援の位置付け」では、PSWは、社会福祉の専門職として、所属機関を利用する精神障害者はもちろんのこと、社会で暮らす精神障害者全てを対象範囲として考えることが多い。加えて、PSWは、精神障害者の暮らしの全体に関わりつつ、生活支援のひとつとして障害年金受給支援をしている状況がある。一方、社労士は、法律の専門職として、法律を専門性の拠りにしながら、

主として、契約関係にある者に対し、契約に基づき、精神障害者の障害年金受給支援に取り組んでいるといえる。また、精神障害者や家族は、PSWと社労士に対して、異なる強みを見出していることがわかった。それは、障害年金受給支援において、主に、PSWにはプロセス上の支援を求め、社労士には結果を求めている、ということである。社労士が、精神障害者や家族から、障害年金受給支援の関わりで期待されているのは結果である。これに比し、PSWは、障害年金受給支援の開始前から、精神障害者や家族の身近な支援者として位置付いていることが多い。そのPSWに求めているものは、障害年金の受給支援を含めたプロセスだといえるだろう。つまり、精神障害者や家族がPSWに期待をしているのは、障害年金のことをはじめ、これからの人生をどのように歩むべきかを共に考えていく姿勢であろう。したがって、PSWと社労士は、競合するのではなく、互いの立場や強みを認め合えば、障害年金受給支援におけるPSWと社労士との協働モデルを構築することができるといえよう。

(6) 精神障害者は障害年金を受給することについて、社会的承認という正の受け止め方をしている実態があることや、障害年金を活用した精神障害者の無理のない暮らし方をしている、という実態があることを明らかにした。このようなことをふまえ、精神障害者の生活支援にはたす障害年金の意義として、示したものが図表2である。精神障害者は

図表2 精神障害者の日常生活の充足



障害年金を通して、生活基盤が安定することによって、生活を取り戻すことができるのである。また、生活が回復するなかで、精神障

害者は、将来の暮らしを展望することが可能となる。誰しも、日常生活が恒常的に制限されてしまえば、将来に対する希望を抱くことが難しくなると考えられる。障害年金の額の低さを考えれば、障害年金の受給による金銭のみをもって、将来の暮らしを展望することは難しいかもしれない。だが、現状では、その障害年金さえも受給していない精神障害者は少なくないのである。このような状況に対し、筆者は、障害年金が位置付いた暮らし方という選択肢を全ての精神障害者に当たり前に情報提供することが、生活支援では重要ではないかということ提言した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

- ① 青木聖久、精神障害者の障害年金受給を拡げるための方途 — 家族が発信する337件の意見を中心に、病院・地域精神医学 (日本病院・地域精神医学会誌)、査読有、第55巻第1号、2012、87-96
- ② 青木聖久、障害年金に着眼した精神障害者の生活支援論、響き合う街で (やどかり出版学術誌)、査読無、第61号、2012、3-14
- ③ 青木聖久、精神障害者の障害年金の受給促進に向けての新たなアプローチ — 障害年金を専門とする11人の社会保険労務士へのインタビュー調査を通して、中部社会福祉学研究 (日本社会福祉学会中部部会学会誌)、査読有、第3号、2012、1-11
- ④ 青木聖久、精神障害者の暮らしと障害年金の権利性の保障 — 精神保健福祉士に対する障害年金についてのアンケート調査を通して、精神保健福祉 (日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士学会誌)、査読有、第42巻第4号、2011、301-308
- ⑤ 青木聖久、精神障害者の暮らしと障害年金を受給しやすい社会のあり方 — 障害年金受給者の語りと英国におけるスティグマの解消に向けた取り組みを通して、日本福祉大学社会福祉論集、査読無、第125号、2011、21-39
- ⑥ 青木聖久、家族が立ち向かう精神障害者の障害年金受給促進活動についての一考察 — 愛知県の地域家族会が取り組んできた「精神障害者の障害年金受給実態調査」を通して、響き合う街で (やどかり出版学術誌)、査読無、第53号、2010、3-12
- ⑦ 青木聖久、精神障害者の生活支援にはたす価値の多様性と障害年金 — 3人の支援者へのインタビュー調査を通して、日本の地域福祉 (日本地域福祉学会誌)、査読有、第23巻、2010、93-105

[学会発表] (計6件)

- ① 青木聖久、精神障害者の障害年金受給を保障するためのシステム構築 — 精神保健福祉士の役割と専門性に着目して、第11回日本精神保健福祉士学会、2012.6.23、熊本県立劇場
- ② 青木聖久、精神障害者が語る「暮らしと障害年金」 — 精神保健福祉士の専門性に引き寄せて、第10回日本精神保健福祉士学会、2011.6.11、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛
- ③ 青木聖久、精神障がい者の障害年金受給が拡がるための方途 — 4つの家族会主催の研修会でのアンケート調査を通して、第53回日本病院・地域精神医学会、2010.11.6、ホテルメトロポリタン・エドモント (東京)
- ④ 青木聖久、障害年金受給支援における新たなアプローチ — 社会保険労務士へのインタビュー調査を通して、第9回日本精神保健福祉学会、2010.6.5、沖縄コンベンションセンター
- ⑤ 青木聖久、社会保険労務士の活用に着眼した精神障害者の生活支援 — 障害年金を入口にして、日本社会福祉学会第57回全国大会、2009.10.11、法政大学
- ⑥ 青木聖久、精神障害者の暮らしにはたす障害年金についての一考察 — 生活実態調査や障害年金の認知及び意識調査を通して、第52回日本病院・地域精神医学会、2009.9.19、和歌山市民会館

[図書] (計1件)

- ① 青木聖久、法律文化社、精神障害者の生活支援 — 障害年金に着眼した協働的支援、2013、264頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青木 聖久 (AOKI KIYOHISA)

日本福祉大学・福祉経営学部 (通信教育)・教授

研究者番号：10388788